



# 檀原市産後ケアのご案内

- 出産後お母さんの身体は、母乳が分泌するなど急激に変化します。そのためおっぱいケアが必要になることがあります。
- 赤ちゃんのお世話や授乳などが始まり、「お世話の仕方がよくわからない」や「授乳がうまくいかない」など心配なことや不安なことが増えることがあります。
- 赤ちゃんの月齢に応じた発育や発達についての心配やどのように関わっていいのかわからないことがあるかもしれません。

そんなお母さんや赤ちゃんが、**専門職（助産師や管理栄養士）による育児相談や乳房ケアを含むお母さんの心身のケアを受けることができるサービスです。**

## 利用できる方

檀原市に住所を有する出産後1年未満のお母さん

## 産後ケアでできること

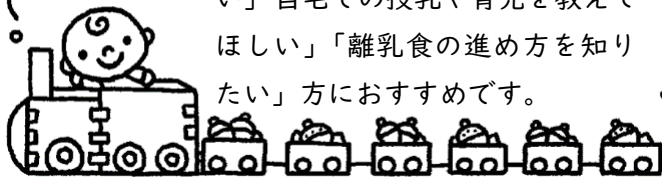
- ・授乳に関する相談
- ・栄養相談
- ・休息・休養
- ・赤ちゃんの身体測定（発育・発達の確認や相談）
- ・育児相談（オムツ交換・沐浴・寝かしつけなど）
- ・おっぱいケア（乳房マッサージ・乳腺炎の対応）
- ・お母さんのからだやこころに関するケア（マイナートラブルへの対応やお母さんの話を聞く）

## サービスの内容

### 居宅訪問型（1～2時間）

ご自宅もしくは檀原市内にある実家に助産師や管理栄養士が伺いケアを行います。

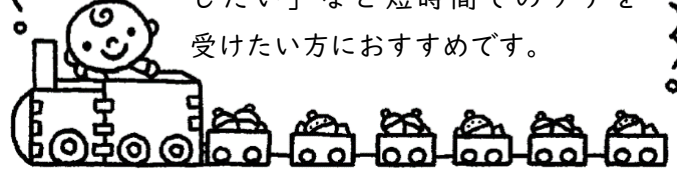
「外出が大変」「自宅でゆっくりケアを受けたい」「自宅での授乳や育児を教えてほしい」「離乳食の進め方を知りたい」方におすすめです。



### 通所型（2時間）

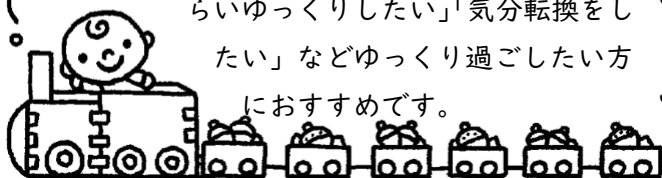
病院や助産所に行き助産師によるケアを受けることができます。

「おっぱいケアを受けたい」「育児の相談がしたい」など短時間でのケアを受けたい方におすすめです。



### 通所型（8時間）

病院や助産所に行き、日帰り助産師によるケアを受けることができます。「育児や授乳の仕方をじっくりみてほしい」「食事を出してもらいゆっくりしたい」「気分転換をしたい」などゆっくり過ごしたい方におすすめです。

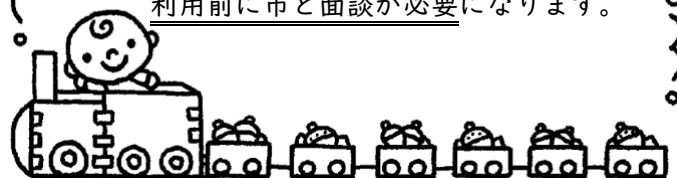


### 短期入所型

病院や助産所に泊まり、助産師等によるケアを受けることができます。

チケットが手元にある方も、

利用前に市と面談が必要になります。



## 産後ケアサービス利用回数 最大7枚

「期限付き居宅訪問型利用券」2枚  
居宅訪問型サービスにのみ利用可能  
利用期限はお子さんが2か月になる前日まで

+

「産後ケア事業利用券」5枚  
全てのサービスに利用可能  
利用期限はお子さんが1歳になる前日まで

## 産後ケアサービス利用者自己負担額

※市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は別途申請が必要です。

種類\世帯状況	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護受給世帯
居宅訪問型	1,000円	500円	0円
通所型(2時間)	1,000円	500円	0円
通所型(8時間)	2,500円	1,000円	0円
短期入所型	5,000円	2,500円	0円

## 産後ケアサービス利用時間

種類	利用時間	時間帯
居宅訪問型	1~2時間	午前 9時から午後6時まで
通所型(2時間)	2時間	午前 9時から午後7時まで
通所型(8時間)	8時間	
短期入所型	24時間	午前10時から翌日午前10時

## 申請から利用までの流れ

- ① こども家庭課窓口もしくは電子申請で事前申請をする

【申請に必要な物】

- ・母子健康手帳
- ・本人確認書類
- ・檀原市産後ケア事業利用申請書
- ・利用者負担額免除申請書(必要な方のみ)

- ② 市から申請者のご自宅へ「チケット」と「事業所案内」が届く

- ③ 「チケット」と「事業所案内」が届いたら

事業所に直接電話で申し込みをする

※短期入所型は事前面談のうえ事業所を  
市で調整するため市へ申し込みとなります

- ④ サービスを受けられたら事業所にチケットと  
自己負担金(上表のとおり)を支払う

持ち物やタイムスケジュールは  
事業所により異なるため  
事前に事業所のホームページ  
もしくは電話などより  
ご本人でご確認ください。

## 産後ケア利用上の注意

- ・感染症の疑いがある方や、入院等の医療行為が必要となる方は、利用できない場合があります。
- ・利用者都合による日程の変更・中止は前日までに事業所にご連絡ください。当日以降の連絡や無断でのキャンセルの場合はキャンセル料を請求することがあります。
- ・檀原市民でなくなった場合は檀原市産後ケア事業を利用することはできません。
- ・同伴者の食事など利用者負担金とは別に請求される場合がありますので事業所にお問い合わせください。

## 【問い合わせ先】 檀原市こども家庭課

〒634-8509

檀原市内膳町1丁目1-60

TEL: 0744-47-3707

FAX: 0744-25-2221



市ホームページ →

\*産後ケア電子申請  
\*最新の事業所確認  
ができます

